

随 意 契 約 理 由 書

|   |                  |
|---|------------------|
| 1 工事（業務）名   | 営業サービス事業に関する広報業務 |
| 2 業 者 名   | 株式会社博報堂 関西支社     |
| 3 随意契約理由  |                  |
| <p>本業務は、平成28年9月13日に国土幹線道路部会において、「近畿圏の高速道路を賢く使うための料金体系方針（案）」が示され、基本方針（案）においても、「広く利用者への周知が図られるよう努力することが重要」とされていることから、平成29年度中に実施予定の新たな高速道路料金制度について、高速道路をご利用のお客さまをはじめ、各ステークホルダーにその内容を十分に認知・理解していただき、円滑な制度導入を図る必要があるため実施するものである。</p> <p>業務の実施に当たっては、テレビ、ラジオ、新聞広告等の企業広報を行った実績を有していることが条件となる。また、本業務では効果的かつ確実な広報を展開することが重要なため、発注にあたっては企画競争の実施によるものとし、企画競争委員会において最も評価の高い企画を提出した業者を契約相手方として選定することとした。</p> <p>今回は3社から企画提案書の提出があり、各企画について営業サービス事業に関する広報業務企画競争委員会において評価した結果、最高得点を得た(株)博報堂を特定したものである。</p> <p>上記により、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号に基づき、(株)博報堂と随意契約するものである。</p> |                  |
| <p>阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。</p>  |                  |